

EUタクソノミー Appendix(付属文書)A-E

附属書A:気候変動への適応に関するDNSHの一般的基準

I. 基準

活動にとって重要な物理的気候リスクは、本附属書の第II章の表に記載されたものの中から、以下の手順で確固たる気候リスクと脆弱性評価を行うことにより特定されたものである。

(a) 本附属書の第II章の一覧にある物理的気候リスクのうち、経済活動の想定される耐用年数中にどの物理的気候リスクが影響を及ぼすかを特定するための活動のスクリーニング。

(b) 経済活動が本附属書の第II章の一覧にある一つ又は複数の物理的気候リスクからリスクを負っていると評価される場合、経済活動における物理的気候リスクの重要度を評価する気候リスクと脆弱性の評価。

(c) 特定した物理的気候リスクを低減できる適応解決法の評価。

気候リスクと脆弱性の評価は、次のように、活動の規模及びその予想寿命に比例する。

(a) 期待寿命が10年未満の活動については、少なくとも適切な最小縮尺での気候予測を用いて評価を行う。

(b) その他の活動については、少なくとも大規模投資については10~30年の気候予測シナリオを含め、当該活動の期待寿命と整合する既存の将来シナリオの範囲で、利用できる最高解像度の最先端気候予測を用いて評価を行う。

気候予測と影響評価は、ベストプラクティスと利用可能なガイドラインに基づき、気候変動に関する政府間パネルの最新報告書、科学的なピアレビューを受けた出版物、オープンソース又は有料モデルに沿った脆弱性とリスク分析及び関連方法論に関する最先端の科学を考慮したものとなっている。

既存の活動や既存の物理的資産を利用した新たな活動に対して、経済事業者は、その活動にとって重要な特定された物理的気候リスクを低減する物理的・非物理的解決策(「適応策」)を、最長5年間にわたり実施する。これらの解決策を実施するための適応計画は、それに応じて作成される。

新規活動及び新たに建設された物的資産を利用する既存活動について、経済事業者は、設計・建設時にその活動にとって重要な特定された物理的気候リスクを低減する適応策を統合し、操業開始前に実施した。

実施された適応策が、他の人々、自然、文化遺産、資産、他の経済活動の適応努力や物理的気候リスクに対する回復力のレベルに悪影響を与える、地方、セクター、地域、国の適応戦略や計画に合致し、可能な限り自然ベースの解決策の利用やブルー又はグリーンインフラに依存することを考慮したものであること。

附属書B:水・海洋資源の持続可能な利用と保護に関するDNSHの一般的基準

水質保全と水ストレス回避に関する環境悪化リスクは、欧州議会・理事会指令2000/60/ECに従い、規則(EU)2020/852の第2条(22)および(23)で定義される良好な水の状態と良好な生態学的可能性を達成する目的で、関連利害関係者との協議により、潜在的に影響を受ける水域または水域に対してそれに基づいて策定された水の使用と保護管理計画によって特定し対処される。

環境影響評価が欧州議会・理事会指令2011/92/EUに従って実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価を含む場合、特定されたリスクが対処されていれば、水への影響の追加評価は要求されない。

付属書C:化学物質の使用及び存在に関する汚染防止及び管理のためのDNSHの一般的基準

活動は、以下の物質の製造、上市または使用につながらない。

(a) 単独、混合物または成形品であるかを問わず、欧州議会・理事会規則(EU)2019/1021の附属書I又はIIに記載された物質。意図しない微量汚染物質として存在する場合を除く。

- (b)水銀及び水銀化合物、それらの混合物、欧洲議会・理事会規則(EU)2017/852の第2条に定義される水銀添加製品。
- (c)単独、混合物又は成形品であるかを問わず、欧洲議会・理事会規則(EC)No 1005/2009 の付属書IまたはIIに記載された物質。
- (d)単独、混合物又は成形品であるかを問わず、欧洲議会・理事会指令2011/65/EU付属書IIに記載された物質。当該指令4条1項に完全に準拠するものを除く。
- (e)単独、混合物又は成形品であるかを問わず、欧洲議会・理事会規則(EC)1907/2006 付属書XVIIに記載されている物質。当該付属書で特定されている条件に完全に準拠するものを除く。
- (f)単独、混合物又は成形品であるかを問わず、規則(EC)1907/2006第57条に規定される基準を満たし、同規則第59(1)条に従って特定される物質。その使用が社会にとって不可欠であることが証明されているものを除く。
- (g)単独、混合物又は成形品であるかを問わず、規則(EC)1907/2006第57条に規定される基準を満たしているその他の物質。その使用が社会にとって不可欠であることが証明されているものを除く。

附属書E:水処理装置の技術仕様

- 流量は、標準基準圧力3 -0/+0.2 bar又は低圧に限定した製品については0.1 -0/+0.02で記録される。
- 低圧1.5 -0/+0,2 barでの流量は、利用可能な最大流量の60%以上である。
- 混合栓シャワーの場合、基準温度は38±1°Cである。
- 流量を6L/min以下にしなければならない場合、2に規定する規則に準拠する。

附属書D:生物多様性・生態系の保護・回復に関するDNSHの一般的基準

環境影響評価(EIA)またはスクリーニングは、指令2011/92/EUに従って実施されている。

EIAが実施された場合、環境保護のために必要な緩和策と補償策が実施されている。

生物多様性の影響を受けやすい地域(保護地域のナチュラ2000ネットワーク、ユネスコ世界遺産、生物多様性の保全の鍵となる重要な地域、およびその他の保護地域を含む)内またはその近くにあるサイト／事業については、該当する場合、適切な評価が実施されており、その結論に基づいて必要な緩和措置が実施されている。

※本書はTeam Sapporo-Hokkaidoが和訳したものであり、正式には原文を参照ください。